

令和7年度 安平町社会福祉協議会 事業計画書（案）

まちづくりのテーマ

思いやりと、誰もが安心して暮らせる「福祉のまち」^{あびら}安平

基本方針

本会は、高齢や障がい等があっても地域で活躍し、地域住民が相互に個性を尊重し、支え合える「地域共生社会」の実現を目指し、地域の福祉課題について、住民の参加により、その解決を図ることを使命としております。

この実現に向け、生活支援体制整備事業の受託により生活支援コーディネーターを配置して体制を強化し、地域住民による見守りや声掛けなどのセーフティーネットの充実強化や地域の交流活動の支援、ボランティアや様々な地域の団体との協力による地域の支え合いの仕組みづくりを推進して参ります。

また、身近に家族がいないひとり暮らし高齢者等が増加し、家族がいれば家族が担うべき支援を、本来の役割を超えて行政や介護事業所が支援している現状があり、介護現場のひっ迫にもつながっています。これらの課題に対応するため、住民参加による法人後見等の取組の推進に加え、生活を支援していくための仕組みづくりについて検討して参ります。

今後、さらに地域の課題が深刻化・複雑化するなか、本会が担う役割は重要性を増しており、これらの課題に対応できるよう、職員の専門性の向上や地域住民、関係機関との連携を強化し、地域福祉の推進を図って参ります。

重点項目

1. 小地域ネットワーク機能の充実強化

自治会町内会の協力を得て、各地域に福祉協力員を配置し、地域ごとに関係者の連携を強化するため地域ミーティングを開催するとともに、小地域ネットワーク交付金の交付により地域活動を支援し、地域のセーフティーネットの充実強化を図ります。

2. 住民主体の通いの場の支援

地域のサロン活動や老人クラブ活動、ふまねっと運動などの活動を支援し、地域住民が集まり交流する機運づくりを推進すると共にリハビリ専門職と連携した通いの場の取組について検討して参ります。

3. ボランティアセンター登録制度の推進

気軽にボランティア活動に参加できるようボランティアセンター公式LINEの登録を普及し、ボランティア募集や地域活動の情報配信など、積極的な活用を進めます。

4. 法人後見事業等の推進

法人後見、日常生活自立支援事業等のニーズ増加に対応できるよう、支援員の増員や市民後見人単独受任への移行を進め、助け合いの地域づくりを推進します。

5. ほっとサポート事業の実施

支援をしてくれる家族が近くにおらず、本来家族がいれば、家族が支援する生活課題について、住民参加による有償のサービスとして解決する仕組みづくりを推進します。

6. 介護従事者の育成

民間事業者と協力し、介護職員初任者研修を町内で開催し、介護の担い手の育成を図ります。

1. 法人本部

(1) 法人運営事業

1) 社会福祉協議会の組織体制強化

実践項目	目的・活動内容
1. 地域に根ざした組織体制の確保	①理事会執行体制の充実・強化 ・研修会への参加（社協役員専門研修・胆振地区社協役員研修） ②事務局体制の強化 ・福祉専門職の育成 ・事務の効率化 ・職員の倫理意識の向上（倫理規程の遵守）
2. 健全な財政運営	①住民会員制度の充実 住民の社協の事業に対する理解を得、会員加入率の向上を図るため、社協だより等による情報提供を徹底する。 ②基金・積立金の積立・活用 ・法人運営基金 寄付金を財源とし、法人本部運営費として活用とする。 ・福祉事業振興基金 寄付金を財源とし、地域福祉事業の振興に活用する。 ・地域福祉推進積立金 ホームヘルパーセンターの収入を財源とし、地域福祉事業の振興に活用する。 ・居宅介護事業安定化積立金 ホームヘルパーセンターの収入を財源とし、居宅介護事業の安定化のため活用をする。 ・居宅介護事業車輛等購入積立金 ホームヘルパーセンターの収入を財源とし、居宅介護事業の車輛等の購入のため活用する。
3. 関係機関との連携	・行政との連携 ・自治会、町内会との連携 ・民生委員児童委員との連携 ・福祉団体への助成、協力 ・福祉施設への協力（行事への後援、ボランティア派遣等） ・関係機関委員会等への役職員派遣 ・NPO法人等情報共有会議の支援 ・安平町徘徊高齢者等SOSネットワークへの協力 ・安平町地域見守りネットワークへの協力
4. 広報活動の充実（共同募金助成事業）	①社協だよりの発行（2ヶ月に1回） ・収支や活動状況等の情報提供を推進する。 ・福祉活動、ボランティア活動の理解を深める。 ②ホームページによる情報提供 ・法人情報の積極的開示を推進する。 ・研修などの情報を提供する。 ③イベントでの啓発活動 ・社協・共募の啓発

5. 共同募金会への協力	・ 安平町共同募金委員会事務局業務の受託 ・ 赤い羽根共同募金の理解と募金の推進 ・ 歳末たすけあい募金の理解と募金の推進
6. 会員への弔意	・ 会員（住民）の不幸に際し供物等の贈呈

(2) 地域福祉事業

1) たすけあいの町づくりの推進

実践項目	目的・活動内容
生活支援体制整備事業の推進 (町委託)	目的 自治会・町内会、福祉サービス事業者、民間企業など関係機関と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図る 実施体制 ①生活支援コーディネーターを配置（兼務2名） 事業内容 ①資源開発 ・ 地域に不足するサービスについての調査研究 ・ サービスの担い手の養成 ・ 地域の助け合い活動・交流活動のためのアンケート調査 ②協議体の設置 協議体として次の2つの会議を開催する。 ・ 地域ネットワーク会議 ～町全体の取り組み方針や課題の共有を行う。 ・ 地域ミーティング ～地域ごとに開催し、地域課題を拾い上げ、取り組み方針について検討する。 ③ニーズと取り組みのマッチング ・ 小地域ネットワーク事業及びボランティアセンターとの一体的運営
小地域ネットワーク事業の推進 (共同募金助成事業)	目的 地域の福祉課題について住民主体により解決を図ると共に地域福祉関係者の連携強化を図る。 事業内容 ①地域の育成 ・ 福祉協力員の委嘱 ・ 各種研修への参加 ②自治会町内会の福祉活動の支援 ・ 小地域ネットワーク事業交付金の交付 ・ 福祉連絡カードの配布 ③地域ミーティングの実施 ・ 自治会町内会ごとに町内会役員、福祉協力員、民生委員、行政担当者、社協職員によるミーティングを実施する。 ④救急医療情報キットの普及 ・ 自治会町内会の協力により高齢者世帯等を対象とした

	救急医療情報キットを配布する。 ⑤鍵預り事業の普及 ・24時間対応可能な事業所との協力により、ひとり暮らし高齢者の鍵を預かると共に、住民の協力により見守り活動を推進する。
住民主体の通いの場の推進	目的 住民主体による通いの場づくりを支援し、住民同士のつながりづくりや生き生きと暮らせる地域づくりを支援する。 ①既存のサロン活動の支援 ・運営スタッフへの支援 ・広報等による支援 ・行事用遊具の貸出 ・通いの場ガイドブックの配布 ・コミュニケーション麻雀の支援 ②ふまねっと運動の推進 ・ふまねっとサポーターの育成 ・ふまねっと運動サークルの支援 ③リハビリ専門職との連携 ・リハビリ専門職との連携による地域リハビリテーションの推進 ④出張サロンの実施

2) 福祉サービスの充実

実践項目	目的・活動内容
1. 支援が必要な方へのサービスの実施	
①給食サービスの充実 (共同募金助成事業)	目的 食事の提供と安否の確認 対象者 65歳以上の一人暮らしの方、その他必要と認められる方(利用見込み 1回当たり約80名) 料金 本人負担1回300円 配食日 毎週水曜日昼(8月は休み)
②生活支援サービスの実施	目的 ボランティアの派遣による高齢者、障がい者等の生活支援 対象者 要介護高齢者、障がい者等 サービス ・傾聴 ・軽作業
③ほっとサポート事業の実施 (新規)	目的 住民参加により家族等がいれば家族が担うような生活課題を支援する仕組みづくりを行う 対象者 家族の支援を受けられないひとり暮らし等の高齢者 サービス 病院への付き添い、その他生活支援 料金 未定
④福祉団体の活動支援 (共同募金助成事業)	助成対象団体 - 更生保護女性会 - 在宅介護者を支える会 - 子ども会育成連協(共募配分事業)

⑤NPO法人支援事業 (共同募金助成事業) ⑥車両貸出事業 ⑦歳末たすけあい事業の実施 (共同募金助成事業) ⑧物品貸与事業 ⑨介護従事者育成支援事業	母子会 (共募配分事業) 手をつなぐ育成会 (共募配分事業) 町内のNPO法人が行う福祉的活動に助成金を交付する ○団体への貸出 目 的 ボランティア団体、自治会町内会、福祉団体等に社協業務用車両を貸し出すことにより団体活動を支援する。 ○車イス用福祉車両の貸出 目 的 単独で移動の困難な高齢者、障がい者等を対象に車イス用福祉車両を貸し出すことにより、外出支援・社会参加を促進し福祉の向上を図る。 ○見舞金の贈呈 時 期 12月20日～30日頃 方 法 ・申請及び民生委員からの情報提供により対象者を決定 ・地区担当民生委員により見舞金の贈呈 ○おせち料理配布 時 期 12月末 対 象 低所得者で一人暮らしの高齢者世帯等 ○燃料費支給事業 時 期 12月末 対 象 低所得者 ○生活困窮者支援物資購入事業 (新規) 時 期 通年 対 象 低所得者 ○福祉用具の貸与 ・ポータブルトイレ、車イス、歩行器等 ・介護に関する資格取得に要する費用を助成する。
2. 高齢者等の生きがづくり ①老人クラブ活動の支援 (共同募金助成事業) ②高齢者生きがづくり事業の実施	○老人クラブ連合会事業の推進 各種研修会への参加 老人クラブ連合会研修及び交流事業の計画、実施 老人クラブ連合会への活動費の助成 単位老人クラブへの活動費の助成 ○安平町高齢者いきいき事業の推進 高齢者スポーツ大会の実施 高齢者文化芸能発表会の実施 ○生きがづくり活動への助成 陶芸サークル

③ひとり暮らし高齢者交流事業の実施（休止）	事業名 ふれあい会食会 対象者 70歳以上のひとり暮らしの方 ※休止
④おじいちゃんの料理教室の実施（休止）	目 的 男性高齢者の料理の学習と交流による生きがいづくり 対 象 60歳以上の男性高齢者（1回当たり約20名） ※休止

3) ボランティアセンターの活性化

実践項目	目的・活動内容
1. ボランティアセンターの運営 ①運営委員会の充実 ②基本業務 ③ボランティアセンター公式LINEの運用	・ボランティアセンター運営委員会を中心とし、ボランティアや会員並びに関係機関のニーズに沿った事業運営を図る。 ・ニーズ調査、PRの実施 ・ボランティア活動保険の受付・PR ・他町との連携 ・LINEを活用した登録制度の運用 ・登録者へのあびらポイント付与 ・ボランティア活動・研修の参加者募集 ・地域活動の情報提供
2. ボランティア活動の支援 ①ボランティア団体の強化育成 ②学童・生徒のボランティア活動支援 ③ボランティア活動の推進 ④広報によるボランティアの普及 ⑤ボランティア活動の相談、調整 ⑥活動場所の提供 ⑦生活支援活動交付金（新規）	○団体への助成 ・安平町「共に歩む会」 ・点訳赤十字奉仕団 ○各種団体への助言、協力 ○施設への訪問活動、行事への参加に係わる調整、指導 ○町内各学校へのボランティア活動の支援並びに助成金の交付 ○ボランティア活動への支援 ・助成金希望団体の公募（7団体程度） ○社協だよりを通じ、ボランティア団体の紹介募集などを行い、ボランティア活動に対する理解と関心を高める。 ○ボランティアガイドブックの配布 ・福祉施設行事へのボランティア派遣 ・その他、ボランティアの要請、派遣の調整を行う。 ・かしわ館・追分支所会議室の活用 ・低額で生活支援活動を行う団体に活動実績に応じて交付金を支給し、活動を支援すると共に、社協、他の関係団体と支援のネットワークを構築する。
3. ボランティア活動の担い手づくりの取り組み ①ボランティア体験プログラム ②ボランティア活動の研修 ③傾聴ボランティアの普及	・小学生から大人までを対象に気軽にボランティア活動を体験できる「ボランティア体験プログラム」を実施する。 ○全道研修の参加 ・ボランティア愛ランド北海道 ○管内研修の参加 ・ボランティアばんざい in 胆振 ・心のケアにあたる傾聴ボランティア活動の普及を図る

④給食ボランティア・運転ボランティアの育成	・ボランティア活動に必要な指導や情報交換を行い、意識の向上、活動の充実を図る。
4. 防災体制の整備	・災害ボランティアセンターのマニュアルの点検 ・災害ボランティアセンター設置訓練の実施 ・行政との連携確保

4) 地域活動（コミュニティ活動）の推進

実践項目	目的・活動内容
①地域の環境美化運動	・花いっぱい運動の実施 (追分地区)
②コミュニティ運動の推進	①町内会・自治会連合会活動促進 ②リサイクル運動 ・リングブルの回収
③住民交流活動の支援	住民主体によるイベントなどの活動を支援することにより住民の交流を促進する。 ・イベント資材の貸出

5) 心配ごと相談所機能の強化と権利擁護

実践項目	目的・活動内容
1. 心配ごと相談所機能の充実 ①相談者の利便性向上の取り組み ②生活福祉資金の貸付（道社協委託）	生活上の様々な相談に応じ、安心して生活できるよう支援する ・相談員の資質の向上 ・家計相談の実施 ・アウトリーチによる支援 ・相談機関（サポートセンターいぶり、法テラス等）との連携 ・困窮者支援団体との連携 ・低所得者世帯の生活問題解決のため民生委員と連携して相談に応じ、借入事務と償還助言を行う
2. 福祉サービス利用者の権利擁護 ①成年後見等の利用支援 ②日常生活自立支援事業の実施（道社協委託） ③日常的金銭管理等支援事業（独自事業）	認知症や知的障がいなどにより意思決定が困難な方の判断能力を補い、権利を擁護するため、成年後見制度の利用に関する支援を行う。 ・法人後見の実施 ・市民後見人の育成・支援 判断能力が低下し、金銭管理や福祉サービス利用手続き等が困難になった方を支援する ・専門員の配置 ・生活支援員の育成 日常生活自立支援事業の対象にならない方の金銭管理等を支援する。

(3)たすけあい金庫運営事業

実践項目	目的・活動内容
①たすけあい金庫の貸付	・生活資金等が一時的に不足した世帯への相談と貸付5万円限度

2. ホームヘルパーセンター(早来)

(1) 訪問介護事業

実践項目	目的・活動内容
①訪問介護サービスの実施	～ 運営体制の概略 ～ ○事業者指定 ・介護保険法：指定訪問介護・1号訪問事業 ・障害者総合支援法：指定居宅介護 ・生活保護法：指定介護機関 ○従事者 訪問介護員 常勤2名・パート8名 ○内 容 身体介護 入浴、オムツ交換、服薬管理等 生活援助 掃除、洗濯、調理、買い物等 ○営業日 年中無休（8時30分～17時15分） ○通常の実施地域 安平町全域 1. 利用見込み数 利用者数 月間 50名 2 サービス管理体制の整備 ・訪問介護計画の作成 ・ヘルパーミーティングの充実 ・関係機関との連携 ・マニュアルの整備 3 訪問介護員の質の向上 ・外部研修への参加 ・職場内研修の実施 ・資格取得の促進（介護福祉士・ケアマネ） ・障がい者の介護技術の向上（研修実施） 4 サービスの質の向上 ・サービス自己評価の実施 ・福祉サービス情報公表事業 ・苦情解決体制の充実

3. 追分ホームヘルパーセンター

(1) 訪問介護事業

実践項目	目的・活動内容
①訪問介護サービスの実施	～ 運営体制の概略 ～ ○事業者指定 ・介護保険法：指定訪問介護・1号訪問事業 ・障害者総合支援法：指定居宅介護 ・生活保護法：指定介護機関 ○従事者 訪問介護員 常勤1名・パート6名 ○内 容 身体介護 入浴、オムツ交換、服薬管理等 生活援助 掃除、洗濯、調理、買い物等 ○営業日 年中無休（8時30分～17時15分） ○通常の実施地域 安平町全域 1. 利用見込み数 利用者数 月間 40名 2 サービス管理体制の整備 ・訪問介護計画の作成 ・ヘルパーミーティングの充実 ・関係機関との連携 ・マニュアルの整備 3 訪問介護員の質の向上 ・外部研修への参加 ・職場内研修の実施 ・資格取得の促進（介護福祉士・ケアマネ） ・障がい者の介護技術の向上（研修実施） 4 サービスの質の向上 ・サービス自己評価の実施 ・福祉サービス情報公表事業 ・苦情解決体制の充実

(2) 移送事業

実践項目	目的・活動内容
①通院移送車運行事業の実施 (町委託)	公共交通機関等で通院が困難な透析患者等を町外の医療機関へ移送し、通院を支援する。
②外出支援サービスの実施 (町委託)	要介護状態や障害などのため、単独で外出が困難な方を町内の医療機関、商店等へ移送し、通院、買い物等の外出を支援する。